

鹿児島県における大学等間の授業交流 (単位互換)に関する協定書

鹿児島県における大学等間の授業交流(単位互換)に関する協定書

鹿児島大学、鹿屋体育大学、鹿児島国際大学、鹿児島純心女子大学、志学館大学、第一工業大学、鹿児島県立短期大学、鹿児島国際大学短期大学部、鹿児島純心女子短期大学、鹿児島女子短期大学、第一幼児教育短期大学、鹿児島工業高等専門学校（以下「参加大学等」という。）は、次により授業交流（単位互換）を行うことに合意する。

（目的）

第1条 この協定は、参加大学等が、それぞれの特色ある授業科目の相互活用を通じ、学生の関心や学習意欲に応じてその能力を十分に伸ばすことにより、国際的視野・教養を備えた多様な人材の育成を目指すことを目的とする。

（基本方針）

第2条 この協定の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 参加大学等は、「協力原理」の精神に基づいて授業協力を双方向的に実施し、県内全体における大学等の教育の充実を図る。
- (2) 参加大学等の創意工夫により、地域性や独自性豊かな特色ある授業科目を開発・提供し、授業内容をより豊かにして多様な学生の受講要求に応える。
- (3) 参加大学等の教育方針に基づいて編成される基本的な授業科目は、各々の大学等の責任において実施されるものであり、本授業交流（単位互換）が単に各参加大学等の基本的授業科目の不足を補うものになってはならない。

（呼称）

第3条 この協定に基づき実施する授業交流（単位互換）は、「KRICEキャンパス鹿児島」と称する。

(Kagoshima Regional Intercollegiate Credit Exchange) 「KRICE」

鹿児島 地域 大学間 単位 互換

（受入れ）

第4条 参加大学等に在学する学生が、他の参加大学等が指定する授業科目を履修し単位の修得を希望するときは、授業科目を開設する大学、短期大学及び高等専門学校（以下「科目開設大学等」という。）は、当該学生を可能な限り受け入れる。

（受入れ学生の身分及び呼称）

第5条 参加大学等が受け入れる学生は、身分は「特別聴講学生」であり、「単位互換履修生」と称する。

（授業料等）

第6条 単位互換履修生の検定料、入学科及び授業料は、徴収しない。

（覚書及び実施要領）

第7条 この協定による授業交流（単位互換）を円滑に実施するため、覚書及び実施要領を定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成17年4月1日から平成20年3月31日までとする。

2 この協定は、有効期間満了日の90日前までに、参加大学等から文書による申し出がない限り、3年間延長するものとし、その後において期間満了するときもまた同様とする。

(疑義等の協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、参加大学等が協議して定める。

附 則

この協定は、平成14年 4月 1日から実施する。

附 則

この協定は、平成15年 5月27日から実施する。

附 則

この協定は、平成17年 4月 1日から実施する。

附 則

この協定は、平成19年12月18日から実施する。

平成20年 2月26日

鹿 児 島 大 学 長

吉田 浩己

鹿 屋 体 育 大 学 長

笠山 秀太郎

鹿 児 島 国 際 大 学 長

稲井 道子

鹿 児 島 純 心 女 子 大 学 長

稲井 道子

志學館大學長

辰村 昌幸

第一工業大學長

吉武 毅人

鹿兒島、県立短期大學長

室留 武昭

鹿兒島国際大学短期大学部学長

柳 比呂士

鹿兒島純心女子短期大學長

稻井 道子

鹿兒島女子短期大學長

石川 孝彦

第一幼児教育短期大學長

都築 仁子

鹿兒島工業高等専門学校長

原 坂 純

鹿児島県における大学等間の授業交流 (単位互換)に関する覚書

鹿児島県における大学等間の授業交流(単位互換)に関する覚書

鹿児島県における大学等間の授業交流(単位互換)に関する協定第7条に基づき、次の事項について合意する。

(履修期間)

第1 単位互換履修生の履修期間は、科目開設大学等が指定した期間とする。ただし、その期間は1年以内とし、当該年度を越えないものとする。

(授業科目の範囲及び単位数)

第2 参加大学等が提供する授業科目のうち、参加大学等の学生(以下「学生」という。)が履修できる授業科目は、学生の所属する大学、短期大学及び高等専門学校(以下「所属大学等」という。)が認めた授業科目とする。

2 学生が在学期間を通じて修得できる単位数は、所属大学等が認めた単位数の範囲内とする。

(受入れ学生数)

第3 科目開設大学等が受け入れる学生数は、当該大学等が決定する。

(受入れ手続)

第4 他の参加大学等の授業科目を履修し単位の修得を希望する学生は、所定の期日までに、出願票を所属大学等を経由して、科目開設大学等に提出する。

2 科目開設大学等は、必要に応じて選考を行い、受入れ学生を決定し、その結果を所属大学等を経由して、当該学生に通知する。

3 授業交流(単位互換)に関する事務は、当分の間、鹿児島大学学生部教務課が行う。

(試験)

第5 試験については、科目開設大学等の定めるところによる。

2 単位互換履修生が履修する授業科目の試験が、所属大学等の試験と重複する場合は、参加大学等間で相互に調整する。

(実習費等)

第6 演習・実習科目を履修する単位互換履修生は、科目開設大学等が必要に応じて定める経費を負担する。

(施設、設備等の利用)

第7 参加大学等は、単位互換履修生が履修上必要な施設、設備等の利用について、可能な限り便宜を供与する。

(点検・評価)

第8 この授業交流(単位互換)の実施に関し、点検・評価を行う。

(補則)

第9 この覚書に定めるもののほか、授業交流(単位互換)の実施に関し必要な事項は、参加大学等間の協議により定める。

附 則

この覚書は、平成14年 4月 1日から実施する。

附 則

この覚書は、平成15年 5月27日から実施する。

附 則

この覚書は、平成19年12月18日から実施する。

平成 20 年 2 月 26 日

鹿 児 島 大 学 長

志田 浩己

鹿 屋 体 育 大 学 長

芝山 秀太郎

鹿 児 島 国 際 大 学 長

柳 地 一

鹿 児 島 純 心 女 子 大 学 長

稲 井 道 子

志學館大學長

原村吉康

第一工業大學長

吉武毅人

鹿兒島県立短期大學長

中留洲昭

鹿兒島国際大学短期大学部学長

津田一

↓

鹿兒島純心女子短期大學長

稲井道子

鹿兒島女子短期大學長

石田忠彦

第一幼児教育短期大學長

都築仁子

鹿兒島工業高等専門学校長

斎、坂、龍

鹿児島県における大学等間の授業交流
(単位互換)実施要領

鹿児島県における大学等間の授業交流(単位互換)実施要領

鹿児島県における大学等間の授業交流(単位互換)に関する協定第7条に基づき、授業交流(単位互換)の実施に関し、必要な事項を定める。

I 提供科目

1. 提供科目の基本的考え方

提供科目の選定については、できる限り次の科目の提供に努めるものとする。
なお、提供科目及び科目数の決定については、科目開設大学等の判断とする。

- ① 各大学等の特色ある科目
- ② 他大学等の学生にとって魅力のある科目

2. 科目の種類

- ①通常科目・・・各大学等が通常開講している科目
- ②コーディネート科目・・・参加大学等が協力して新たに開講する科目

3. 開講時間帯

開講時間帯については、各大学等の通常科目の時間帯とする。

4. 提供科目の提示

次年度に提供する科目については、所定の期日までに、電子データ等により事務局へ提出する。

II 履修、試験等

1. 履修登録

(1) 出願資格

単位互換履修生として受け入れるのは、参加大学等の学生で次のいずれかの者とする。ただし、専攻科生は、履修申請単位数の総合計を年間6単位とする。

- ①大学の学生（専攻科生、大学院生は含まない。）
- ②短期大学の学生（専攻科生を含む。）
- ③高等専門学校の4年次生、5年次生及び専攻科生

(2) 出願手続

出願の手続きは、所定の出願票で行う。学生は、所属大学等の担当部署へ出願票を提出し、所属大学等は集約の上、各科目開設大学等へ送付する。

単位互換科目への出願は、各期に分けて行う場合と、通年で行う場合がある。

(3) 履修生受入れの選考

履修生受入れの選考は、出願票に基づき科目開設大学等が行う。科目開設大学等は選考に当たり、可能な限り履修希望者を受け入れるよう努める。

(4) 履修許可

科目開設大学等は、出願票に選考結果を記載の上、連絡票を所属大学等へ送付し、所属大学等は学生に通知する。

※ 履修登録上の注意事項

科目開設大学等での選考結果で許可されない場合を考慮して、単位互換科目の登録可否の結果が直接卒業要件単位に影響しないよう、所属大学等においては学生に対し、履修科目における卒業要件単位の充足を考慮した履修計画をたてるよう指導する。卒業年次の学生には特に注意を促す。

(5) 履修登録変更期間の設定

出願票の提出から受講決定まで時間を要するので、第1回目からの仮受講ができるように科目開設大学等は配慮をすること。単位互換科目の履修が不可の場合、学生の所属大学等においては、履修登録変更期間の設定に配慮する。

2. 履修

(1) 履修ガイダンス

科目開設大学等に初めて通う学生にとって、キャンパス内の地理的不安ということがあるので、初回講義前（又は適当な時期）に履修生へガイダンス（大学案内、教科書の購入方法、食堂配置、図書館の利用方法等）を実施することが望ましい。

(2) 休講措置

- ① 科目開設大学等は休講する場合、学生の所属大学等へ連絡し、所属大学等は学生へ周知する。
- ② ストライキ・台風等により交通機関が不通となった場合の授業の取扱いは、科目開設大学等の定めによる。

(3) 保険への加入

単位互換履修生として受け入れた学生のキャンパス内の事故等については、学生教育研究災害傷害保険等の適用が可能となるので、学生の所属大学等において当保険又は同種の保険への加入に努める。

(4) 施設等の利用

各大学等は、可能な限り単位互換履修生に、施設等の利用について便宜を図る。各大学等の施設の利用については、「単位互換履修生に対する施設の利用一覧表」を参照のこと。

3. 試験

(1) 試験実施に関する規定

受験上の取り決め・追試制度・再試制度については、科目開設大学等の規定による。

(2) 試験日の調整

単位互換履修生が履修する授業科目の試験が、所属大学等の試験と重複する場合は、参加大学等間で相互に調整する。

4. 単位認定

(1) 単位認定

科目開設大学等は、単位互換履修生の試験の成績を素点で評価の上、単位を授与し、所定の様式により学生の所属大学等へ通知する。

学生の所属大学等では、科目開設大学等から報告された成績通知書に基づき、学生の所属大学等の定める成績評価基準に基づいて所属大学等の単位として認定する。

成績管理は学生の所属大学等が行う。

(2) 成績通知の対象

成績通知の対象者は、履修許可後の辞退者、受講放棄者等も含め、全ての「履修許可者」とする。

(3) 単位修得証明書の発行

単位修得証明書は、所属大学等でのみ発行する。

5. 成績通知

(1) 成績通知

単位互換履修生の成績通知は、学生の所属大学等が窓口となり、通常科目の成績通知時に行うことを原則とする。

(2) 卒業判定に影響する成績通知

単位互換科目の単位取得が卒業判定に影響することが見込まれる場合は、科目開設大学等から所属大学等への成績通知の日程につき、双方で協議する。

Ⅲ 授業料等

1. 授業料等

単位互換履修生の検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。（実習費等については、学生が科目開設大学等へ直接納入する。）

単位互換履修生に対する施設の利用一覧表

大 学 等 名	駐 車 場	図 書 館 閲 覧	図 書 館 貸 出	学 生 会 館	学 生 食 堂	体 育 館	実 験 実 習 室	備 考
鹿 児 島 大 学	×	○	△	×	○	×	×	
鹿 屋 体 育 大 学	○	○	○	×	○	×	×	
鹿 児 島 国 際 大 学	○	○	○	○	○	○	×	
鹿 児 島 純 心 大 学	○	○	○	○	○	×	×	
志 學 館 大 学	×	○	○	○	○	○	△	
第 一 工 科 大 学	○	○	△	×	○	×	×	
鹿 児 島 県 立 短 期 大 学	△	○	△	○	○	×	△	
鹿 児 島 純 心 女 子 短 期 大 学	×	○	○	×	○	×	×	
鹿 児 島 女 子 短 期 大 学	×	○	○	—	○	×	×	
第 一 幼 児 教 育 短 期 大 学	○	○	△	—	○	×	×	
鹿 児 島 工 業 高 等 専 門 学 校	○	○	○	—	○	×	×	

○：開放 △：一部開放 ×：非開放

「KRICE キャンパス鹿児島」参加大学等一覧

大 学 名	連 絡 先
鹿児島大学	〒890-0065 鹿児島市郡元 1-2-1-30 T E L 099-285-7351 F A X 099-285-8808 E-mail kkyomu@kuas.kagoshima-u.ac.jp
鹿屋体育大学	〒891-2393 鹿屋市白水町 1 番地 T E L 0994-46-4865 F A X 0994-46-2533 E-mail kyoumu1@nifs-k.ac.jp
鹿児島国際大学	〒891-0197 鹿児島市坂之上 8-3-4-1 T E L 099-263-0706 F A X 099-263-0183 E-mail kyomu@ofc.iuk.ac.jp
鹿児島純心大学	〒895-0011 薩摩川内市天辰町 2 3 6 5 T E L 0996-23-5311 F A X 0996-23-5030 E-mail chuman@jundai.k-junshin.ac.jp
志學館大学	〒890-8504 鹿児島市紫原 1-5-9-1 T E L 099-812-8501 F A X 099-257-0308 E-mail kyoumu@shigakukan.ac.jp
第一工科大学	〒899-4395 霧島市国分中央 1-1-0-2 T E L 0995-45-0640 F A X 0995-47-2083 E-mail kyougaku@daiichi-koudai.ac.jp
鹿児島県立短期大学	〒890-0005 鹿児島市下伊敷 1-5-2-1 T E L 099-220-1111 F A X 099-220-1115 E-mail kentankyo@pref.kagoshima.lg.jp
鹿児島純心女子短期大学	〒890-8525 鹿児島市唐湊 4-2-2-1 T E L 099-253-2677 F A X 099-254-5247 E-mail kyomu@juntan.k-junshin.ac.jp
鹿児島女子短期大学	〒890-8565 鹿児島市高麗町 6-9 T E L 099-254-9191 F A X 099-254-5914 E-mail kyoumu1@jkajyo.ac.jp
第一幼児教育短期大学	〒899-4395 霧島市国分中央 1-1-2-4-2 T E L 0995-47-2072 F A X 0995-46-7830 E-mail y-ikebukuro@tsuzuki-edu.ec.jp
鹿児島工業高等専門学校	〒899-5193 霧島市隼人町真孝 1 4 6 0-1 T E L 0995-42-9000 F A X 0995-43-2584 E-mail kyomu@kagoshima-ct.ac.jp

鹿児島大学と放送大学との間に
おける単位互換に関する協定書

鹿児島大学及び放送大学は、双方の大学の規則に定めるところにより、両大学の学生が、それぞれ相手大学の授業科目を履修し、単位を修得することを認めることとし、次の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

(受入れ)

第1条 放送大学に在学する学生が、鹿児島大学の授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、鹿児島大学長は当該学生を受け入れることができる。

2 鹿児島大学に在学する学生が、放送大学の授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、放送大学長は当該学生を受け入れることができる。

(特別聴講学生)

第2条 両大学は、前条により受け入れた学生を「特別聴講学生」として取り扱う。

(履修期間)

第3条 特別聴講学生の履修期間は、両大学とも1学期間ごととする。

(授業科目の範囲及び単位数)

第4条 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数は、別に定める。

(学生数)

第5条 両大学の受け入れる学生数は、別に定める。

(受入手続)

第6条 特別聴講学生の受入手続は、別に定める。

(単位の授与等)

第7条 特別聴講学生の履修方法、単位の授与等については、受入大学の学生の場合と同様とする。

(授業料等)

第8条 鹿児島大学においては、特別聴講学生の授業料は、鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則に定める額とし、入学料及び検定料は徴収しない。

2 放送大学においては、特別聴講学生の授業料は、放送大学学則に定める額とし、入学料は徴収しない。

平成17年5月25日

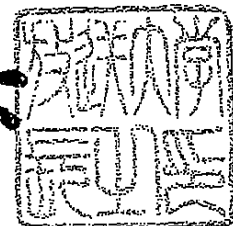
鹿児島大学長

永田 行博



放送大学長

丹保 憲仁



鹿児島大学と放送大学の間における
単位互換に関する協定書についての覚書

協定書に基づき、両大学の単位互換の実施に関する細目を次のとおり定める。

記

第1 受入学生数

鹿児島大学が受け入れる学生数は、履修できる授業科目ごとに別に定める。

放送大学が受け入れる学生数は、50人程度とする。

第2 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数

(1) 履修できる授業科目の範囲

鹿児島大学学生が履修できる授業科目は、放送大学で開講するすべての放送及び印刷教材による授業科目のうち、鹿児島大学において認めたものとする。

放送大学学生が履修できる授業科目は、鹿児島大学が定める授業科目のうち、放送大学において認めたものとする。

(2) 修得できる単位数

鹿児島大学学生が、当該学生の在学期間を通じて修得できる単位数は、鹿児島大学が別に定めるところによる。

放送大学学生が、当該学生の在学期間を通じて修得できる単位数は、放送大学が別に定めるところによる。

第3 出願の手続及び受入予定学生の決定

出願の手続及び受入予定学生の決定については、次のとおりとする。

(1) 両大学は、相手大学学生が履修できる授業科目を別に定められた期日までに相手大学に通知する。この場合において、鹿児島大学は授業科目ごとの受入可能学生数についても併せて通知する。

(2) 両大学に特別聴講学生として出願を希望する者は、定められた期日までに別に定める書類をそれぞれの大学長を経て相手大学長に提出するものとする。

(3) 両大学長は、前号により希望した者のうちから選考し、受入予定学生を決定する。

(4) 両大学長は、前号で決定した学生の氏名を相手大学長に通知する。

第4 受入れの許可

(1) 前項第3号により受入予定学生と決定した者は、それぞれの大学の学則に定める手続を行う。

(2) 両大学長は、前号の手続を完了した者に対し特別聴講学生として受入れを許可する。

(3) 両大学長は、前号で許可した学生の氏名を相手大学長に通知する。

第5 通信指導の再提出及び再試験

放送大学長は、特別聴講学生が放送大学において履修する授業科目の通信指導の再提出及び再試験の受験を、各1回認める。

第6 成績評価及び単位授与の方法

特別聴講学生が相手大学において履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、それぞれの大学の学則の定めるところによる。

第7 単位認定試験の実施方法

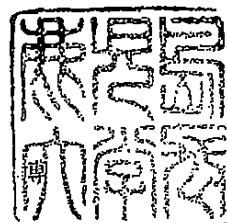
鹿児島大学を会場として単位認定試験を実施するに際しては、「放送大学単位認定試験実施要領」に則って行うこととする。

第8 両大学は、特別聴講学生が履修上必要な施設・設備の利用について、便宜を供与する。

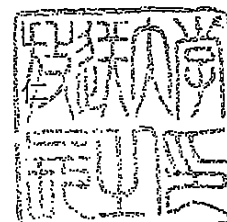
第9 この覚書に定めるもののほか、本協定の運営に関し必要な事項は、両大学長間の協議により定める。

平成17年5月25日

鹿児島大学長 永田 行



放送大学長 丹保 憲



H16. 7. 20

H24. 1. 26 一部改正

R6. 4. 1 一部改正

放送大学との単位互換に関する基本方針

1. 放送大学との単位互換の実施時期
平成17年4月1日とする。
2. 放送大学の授業に関する履修申請単位の上限設定等
 - 1) 各期の履修申請単位の上限枠に含めない。
 - 2) 履修登録可能単位数は、鹿児島県における大学等間授業交流（以下「大学等間授業交流」という。）の中に含める。
3. 授業科目の範囲及び要卒認定可能単位数
 - 1) 履修できる授業科目は、学生の所属する大学（以下「所属大学」という。）が認めた授業科目とする。
 - 2) 要卒認定可能単位数は、大学等間授業交流の単位の中に含める。
4. 教職免許等資格取得のための必修科目について
放送大学が提供する教職免許等資格取得に関する科目は、履修の対象科目としない。ただし、学芸員資格取得に関する科目は除く。
5. 出願資格
 - 1) 本学の学生が放送大学の科目を受講する場合、対象を学部学生のみとする。
 - 2) 放送大学の学生が本学の科目を受講する場合、対象を全科履修生のみとする。
6. 特別聴講学生としての受け入れ手続き
 - 1) 出願手続き
出願手続きは所定の出願票で行う。履修を希望する学生は、担当部署へ出願票を提出し、所属大学は集約の上、授業科目を開設する大学（以下「科目開設大学」という。）に送付する。
 - 2) 特別聴講学生の選考
特別聴講学生の選考は、出願票に基づき科目開設大学が行う。科目開設大学は選考にあたり、可能な限り履修希望者を受け入れるよう努める。
 - 3) 履修許可
科目開設大学は、出願票に選考結果を記載の上、連絡票を所属大学へ送付し、所属大学は学生に通知する。

7. 履修ガイダンスの実施

科目開設大学は、特別聴講学生にガイダンスを実施する。

8. 期末試験

受験上の取り決め等は、科目開設大学の規定による。

9. 成績評価及び単位認定の方法

科目開設大学は特別聴講学生の試験成績を素点で採点し、所属大学の決める成績評価基準に基づき所属大学の単位として認定する。成績管理は所属大学が行う。

10. 施設、設備の利用

科目開設大学は、特別聴講学生が履修上必要な施設、設備等の利用について、可能な限り便宜を供与する。

11. 授業料等

- 1) 鹿児島大学においては、当該特別聴講学生の授業料は、鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則第14条第4項に定める額とし、入学料及び検定料は徴収しないと規定している。
- 2) 放送大学においては、特別聴講学生の授業料は、放送大学学則に定める額とし、入学料は徴収しないと規定している。

12. 協定書、覚書等の成文化

上記に基づき成文化する。

13. その他

○放送大学との教育協力型単位互換に関する申合せ

令和 3 年 2 月 1 9 日
 共通教育センター運営委員会決定
 令和 6 年 1 月 19 日一部改正
 令和 6 年 4 月 1 日実施

(趣旨)

第 1 この申合せは、放送大学との間で実施する教育協力型単位互換（以下「単位互換」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(単位互換科目の決定)

第 2 単位互換科目として学生に提示する科目は、放送大学が提供する科目の中から、総合教育機構教務委員会（以下「教務委員会」という。）が選定して原案を作成のうえ、共通教育センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経て決定するものとする。

(単位互換科目の要件)

第 3 単位互換科目には、本学共通教育の目標に資するものであって、次の各号のいずれかの事項又は複数の事項に該当するものを選定するものとする。

- (1) 当該年度における放送大学の最新のカリキュラムの下で開講される科目であること。
- (2) 放送大学において基盤科目又は導入科目として開講される科目であること。
- (3) 放送大学において基盤科目又は導入科目以外の区分で開講される科目のうち、内容が基礎的であると認められる科目であること。
- (4) 本学で開設する教養選択科目との内容的な重なりがない、又は少ないこと。
- (5) 本学で開設する教養選択科目との内容的な重なりがある場合でも、当該科目を単位互換科目として設定することにより、学生の学修に資する科目であることが認められること。
- (6) 後期中等教育までの学習指導要領に鑑み、本学学生が履修していない可能性が高い分野の科目であって、内容が基礎的であると認められる科目であること。
- (7) その他、本学共通教育の目標に資するものであることが認められる科目であること。

(単位互換科目の選定数)

第 4 単位互換科目に選定する科目は、原則として 30 科目を超えないものとする。

(読み替え科目)

第5 学生が単位互換科目を修得したときは、次に掲げる科目枠組のいずれかに属する科目と読み替えるものとする。

選択必修科目	教養教育科目	人文・社会科学分野	選択科目
		自然科学分野	選択科目

2 令和6年3月31日において在学する者については、改正後の前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(読み替え及び成績評価)

第6 単位互換科目の読み替え及び成績評価は、教務委員会で原案を作成のうえ、運営委員会の議を経て決定するものとする。

(事務)

第7 単位互換に関する事務は、共通教育課共通教育係において処理する。

(その他)

第8 この申合せに定めるもののほか、単位互換に関し必要な事項は、別に定める。

鹿児島県における大学等及び放送大学間の授業交流（単位互換）の登録可能単位数等

【 R6 入以降生用 】

学部・学科・コース等名	教養教育科目		専門科目		備考
	登録可能単位数	要卒認定可能単位数	登録可能単位数	要卒認定可能単位数	
法文学部	上限なし	4	上限なし	0	
教育学部					
学校教育教員養成課程			-----	-----	
初等教育コース			7		
中等教育コース			2 6		
特別支援教育コース			-----	-----	
基礎免（小学校）	6	6	1 1	1 1	
基礎免（中学校）			1 2	1 2	
理学部	6	6	4	0	登録単位数は各期の履修登録上限単位数に含まれる。
医学部	6	6	0	0	
歯学部	1 8	6	0	0	
工学部	0	0	8	0	
	4	0	4	0	放送大学のみ
農学部	1 2	6	6	6	
水産学部	6	6	4	0	
共同獣医学部					
共同獣医学科	上限なし	0	上限なし	0	
畜産学科	1 2	6	0	0	

鹿児島県における大学等及び放送大学間の授業交流（単位互換）の登録可能単位数等

【 R3 入以降生用 】

学部・学科・コース等名	教養教育科目		専門科目		備考
	登録可能単位数	要卒認定可能単位数	登録可能単位数	要卒認定可能単位数	
法文学部	上限なし	4	上限なし	0	
教育学部 学校教育教員養成課程					
初等教育コース			7		
中等教育コース			26		
特別支援教育コース					
基礎免（小学校）	6	6	11	11	
基礎免（中学校）			12	12	
理学部 理学科	6	6	4	0	登録単位数は各期の履修登録上限単位数に含まれる（放送大学を除く）。
医学部	6	6	0	0	
歯学部	18	6	0	0	
工学部	0	0	8	0	
	4	0	4	0	放送大学のみ
農学部 農業生産科学科					左記の専門科目欄の登録可能単位数及び要卒認定可能単位数の中には、他コースあるいは他学科で開講されている科目を含む。
応用植物科学コース	12	6	8	8	
畜産科学コース	12	6	8	8	
食料農業経済学コース	12	6	12	12	
食料生命科学科					
食品機能科学コース	12	6	6	6	
食環境制御科学コース	12	6	6	6	
焼酎発酵・微生物科学コース	12	6	6	6	
農林環境科学科					
森林科学コース	12	6	8	8	
地域環境システム学コース	12	6	8	8	
獣医学科（注1）	18	6	0	0	
水産学部	6	6	4	0	
共同獣医学部	上限なし	0	上限なし	0	

※注1は、H17 入生から 23 入生まで適用。

鹿児島県における大学等及び放送大学間の授業交流（単位互換）の登録可能単位数等

【 R2 入以降生用 】

学部・学科・コース等名	教養教育科目		専門科目		備考
	登録可能単位数	要卒認定可能単位数	登録可能単位数	要卒認定可能単位数	
法文学部	上限なし	4	上限なし	0	
教育学部 学校教育教員養成課程					
初等教育コース	6	6	7		
中等教育コース			2 6		
特別支援教育教員養成課程					
基礎免(小学校)	6	6	1 1	1 1	
基礎免(中学校)			1 2	1 2	
生涯教育総合課程	6	6	3 3	3 3	
理学部 理学科	6	6	4	0	登録単位数は各期の履修登録上限単位数に含まれる(放送大学を除く)。
医学部	6	6	0	0	
歯学部	1 8	6	0	0	
工学部	0	0	8	0	
	4	0	4	0	放送大学のみ
農学部 農業生産科学科					左記の専門科目欄の登録可能単位数及び要卒認定可能単位数の中には、他コースあるいは他学科で開講されている科目を含む。
応用植物科学コース	1 2	6	8	8	
畜産科学コース	1 2	6	8	8	
食料農業経済学コース	1 2	6	1 2	1 2	
食料生命科学科					
食品機能科学コース	1 2	6	6	6	
食環境制御科学コース	1 2	6	6	6	
焼酎発酵・微生物科学コース	1 2	6	6	6	
農林環境科学科					
森林科学コース	1 2	6	8	8	
地域環境システム学コース	1 2	6	8	8	
獣医学科(注1)	1 8	6	0	0	
水産学部	6	6	4	0	
共同獣医学部	上限なし	0	上限なし	0	

※注1は、H17 入生から 23 入生まで適用。

鹿児島県における大学等及び放送大学間の授業交流（単位互換）の登録可能単位数等

【H28 入以降生用】

学部・学科・コース等名	教養教育科目		専門科目		備考
	登録可能単位数	要卒認定可能単位数	登録可能単位数	要卒認定可能単位数	
法文学部	上限なし	4	上限なし	0	
教育学部 学校教育教員養成課程					
初等教育コース	6	6	7		
中等教育コース			2 6		
特別支援教育教員養成課程					
基礎免(小学校)	6	6	1 1	1 1	
基礎免(中学校)			1 2	1 2	
生涯教育総合課程	6	6	3 3	3 3	
理学部 数理情報科学科	6	6	0	0	登録単位数は各期の履修登録上限単位数に含まれる（放送大学を除く）。
物理科学科			2	2	
生命化学科			4	4	
地球環境科学科			4	2	
医学部	6	6	0	0	
歯学部	1 8	6	0	0	
工学部	0	0	8	0	
	4	0	4	0	放送大学のみ
農学部 農業生産科学科					左記の専門科目欄の登録可能単位数及び要卒認定可能単位数の中には、他コースあるいは他学科で開講されている科目を含む。
応用植物科学コース	1 2	6	8	8	
畜産科学コース	1 2	6	8	8	
食料農業経済学コース	1 2	6	1 2	1 2	
食料生命科学科					
食品機能科学コース	1 2	6	6	6	
食環境制御科学コース	1 2	6	6	6	
焼酎発酵・微生物科学コース	1 2	6	6	6	
農林環境科学科					
森林科学コース	1 2	6	8	8	
地域環境システム学コース	1 2	6	8	8	
獣医学科(注1)	1 8	6	0	0	
水産学部	6	6	4	0	
共同獣医学部	上限なし	0	上限なし	0	

※注1は、H17 入生から 23 入生まで適用。

鹿児島県における大学等及び放送大学間の授業交流（単位互換）の登録可能単位数等

【平成27入以前入学者用】

学部・学科・コース等名	教養科目		専門科目		備考
	登録可能単位数	要卒認定可能単位数	登録可能単位数	要卒認定可能単位数	
法文学部	上限なし	4	上限なし	0	
教育学部 17入以前生	6	6	4	4	専門科目の要卒認定可能単位数は、各課程・コースの自由選択科目の最低修得単位数とする。 登録単位数は各期の履修登録上限単位数に含まない。
学校教育教員養成課程					
初等教育コース	6	6	4	4	
中等教育コース			23	23	
特別支援教育教員養成課程					
基礎免(小学校)	6	6	10	10	
基礎免(中学校)			11	11	
養護学校教員養成課程(注1)					
基礎免(小学校)	6	6	12	12	
基礎免(中学校)			13	13	
生涯教育総合課程(注2)	6	6	30(28)	30(28)	
理学部 数理情報科学科	6	6	0	0	登録単位数は各期の履修登録上限単位数に含まれる(放送大学を除く)。
物理科学科			2	2	
生命化学科			4	4	
地球環境科学科			4	2	
医学部	6	6	0	0	
歯学部	18(2)	6(2)	0	0	()は、「共通教育科目等」の単位を内数で示す。
工学部	0 4	0 0	8 4	0 0	放送大学のみ
農学部 生物生産学科					左記の専門科目欄の登録可能単位数及び要卒認定可能単位数の中には、他コースあるいは他学科で開講されている科目を含む。
植物生産学コース	18	6	8	8	
家畜生産学コース			8	8	
農業経営経済学コース			12	12	
生物資源化学科					
生命機能化学コース	18	6	4	4	
食品機能化学コース					
食糧生産化学コース					
焼酎学コース					
生物環境学科					
森林管理学コース	18	6	12	12	
地域資源環境学コース			8	8	
農林工学コース			6	6	
生産環境工学コース			6	6	
生物環境学科(注2)					
森林科学コース	18	6	8	8	
環境システム学コース			6	6	
生産環境工学コース			6	6	
獣医学科(注3)	18	6	0	0	
水産学部	6	6	0	0	
共同獣医学部	上限なし	0	上限なし	0	

※注1は、H18入生に適用。(旧課程) 注2(数値)は、H18入生に適用。 注3は、H17入生から23入生まで適用。

○鹿児島大学公開授業実施要項

平成17年3月2日

学長裁定

(趣旨)

第1 この要項は、鹿児島大学(以下「本学」という。)が市民に開放する正規の授業(以下「公開授業」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2 公開授業は、生涯学習に対する社会的要請に応えるという観点から、地域住民に生涯学習の機会を広く提供するとともに、本学と地域社会との連携を深めることを目的とする。

(部局等)

第3 この要項において「部局等」とは、各学部、各研究科、機構又は機構の各センター及び各学内共同教育研究施設をいう。

(公開授業科目)

第4 公開授業の対象となる授業科目(以下「公開授業科目」という。)は、その内容に応じて、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入門的な内容であり、高校卒業程度の学力を必要とするもの
- (2) やや高度な内容であり、当該専門分野についての一定の基礎知識が必要となるもの
- (3) 高度な内容であり、当該専門分野について系統立てた学習がなされていることを前提にするもの
- (4) 学部卒業程度の内容であり、当該専門分野について系統立てた学習がなされており、更に独自にテーマがはっきりしているもの

(公開授業科目の開設)

第5 公開授業科目の開設は、本学教員が開講している授業とし、当該部局等の長が承認したものについて行う。

(単位認定)

第6 公開授業の単位認定は行わない。

(募集)

第7 公開授業科目の受講生(以下「受講生」という。)の募集は、鹿児島大学高等教育研究開発センターが行う。

(受講人員)

第8 受講生は、各科目につき若干名とする。

(受講申込み)

第9 公開授業科目の受講を希望する者は、別に定める受講申込書により、受講する部局等に申し込まなければならない。

(受講内定者の決定等)

第10 公開授業科目を実施する部局等の長は、受講申込者のうちから受講させる者(以下「受講内定者」という。)を決定する。

(講習料)

第11 公開授業の講習料の額、徴収及び返還は、鹿児島大学における授業料その他の費用に関する規則(平成16年規則第118号)の定めるところによる。

(受講許可)

第12 受講内定者が指定の期日までに所定の講習料を納付したときは、当該部局等の長は、その受講を許可し、鹿児島大学高等教育研究開発センター長(以下「センター長」という。)へ報告するものとする。

(受講生の義務)

第13 受講生は、受講に当たり本学が行う教育及び研究に支障を来たさないよう努めるとともに、公開授業の担当教員(以下「授業担当教員」という。)その他の本学関係者の指示に従わなければならない。

(受講の停止)

第14 公開授業科目を実施する部局等の長は、前条の義務に違反し、本学の秩序を乱す又は受講生としてふさわしくない言動等のあった者について、その受講を停止することができる。ただし、緊急の場合は授業担当教員が一時的に受講を停止することができる。

2 前項による受講停止の場合であっても、既納の受講料は返還しない。

(受講証)

第15 センター長は、受講を許可された者に対し、受講証を発行する。

(修了証書)

第16 センター長は、受講生が所定の回数を受講したときは、修了証書を授与する。

(施設利用)

第17 受講生は受講期間中において、次の施設を利用することができる。

- (1) 附属図書館(中央図書館資料の閲覧・貸出・文献複写及び参考調査に限る。)
- (2) 学術情報基盤センター(パソコン端末の使用に限る。)
- (3) 売店、食堂等の福利厚生施設

(雑則)

第18 この要項に定めるもののほか、公開授業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成17年3月2日から実施する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年10月23日から実施し、平成21年4月24日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年7月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成28年6月28日から実施する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から実施する。

○鹿児島大学公開授業の取扱に関する申合せ

平成28年6月28日

学長裁定

平成29年4月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

令和4年2月17日一部改正

令和4年4月1日実施

(趣旨)

第1 この申合せは、鹿児島大学公開授業実施要項(平成17年3月2日学長裁定)第18の規定に基づき、公開授業の取扱に関し、必要な事項を定める。

(公開授業問題等報告)

第2 公開授業担当教員等は、公開授業に関わる受講生について公開授業上の問題が発生した場合は、当該受講生の状況を公開授業問題等報告書(別紙様式)に記入の上、高等教育研究開発センター長(以下「センター長」という。)へ報告するものとする。

(協議)

第3 センター長は、公開授業問題等報告書等に基づき、次の者と協議する。

- (1) 高等教育研究開発センター生涯学習部門長
- (2) 高等教育研究開発センター生涯学習部門の教員
- (3) 研究推進部社会連携課長
- (4) センター長が必要と認めた者

2 センター長は、当該受講生が本学の秩序を乱す又は受講生としてふさわしくない言動等があったと判断した場合は、公開授業科目を開設する部局等の長へ受講の停止を提案することができるものとする。

(受講の停止)

第4 公開授業科目を開設する部局等の長は、前条第2項の提案を受け、当該受講生の受講を停止できるものとする。

別紙様式

公開授業問題等報告書

年 月 日

高等教育研究開発センター長 殿

所 属

職 名

氏 名

印

公開授業に関し、下記のとおり報告いたします。

記

1 発生日時・時期

2 公開授業科目名

3 公開授業受講生氏名

4 詳細報告

5 受講停止等の対応の必要性和担当教員の意向等

共通教育科目における公開授業受入基準

平成29年4月1日

共通教育センター運営委員会

鹿児島大学公開授業実要項第8条（平成17年3月2日学長裁定）において、公開授業科目の受講生は、各科目につき若干名としている。ついては、共通教育科目における公開授業受講生は、以下の基準で受入人数を指定する。

正規学生に対して履修人数の制限を行う共通教育科目の1科目あたりの公開授業受入人数は、履修制限人数の5%を限度とし、最大10人を限度とする。（端数がある場合は、切り上げる。）

また、履修人数を制限しない科目にあっても、10人を限度とする。ただし、公開授業の担当教員が10人を超える公開授業受講生の受入に支障がないと判断した場合に限り、20人を限度として受入れることができるものとする。

※履修制限人数が30人以下の場合の公開授業受入人数は、2人

50人以下	3人
-------	----

80人以下	4人
-------	----

100人以下	5人
--------	----

附 則

- 1 この基準は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 共通教育科目公開授業受入人数について（平成22年10月15日共通教育企画実施部会決定、平成22年10月29日教育センター会議報告了承）は、廃止する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から実施する。

**鹿児島大学教育センターと屋久島環境文化財団の
間の教育協定書**

鹿児島大学教育センターと屋久島環境文化財団の間の教育協定書

鹿児島大学教育センター（以下「甲」という。）と屋久島環境文化財団（以下「乙」という。）は、鹿児島大学の教育の発展向上と、乙の設立趣旨の実現のために、次の事項について合意に達したので、ここに教育協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙とは、甲の「自主自律と進取の精神を尊重し、地域とともに社会の発展に貢献する」という教育理念の推進と、乙の「世界自然遺産屋久島の環境保全と、自然と人との共生という観点から個性的な地域を創造する」という屋久島環境文化村構想の具現化のために、甲が所掌する教育科目として、乙が管理運営する屋久島環境文化研修センターにおいて屋久島に関する科目を企画・実施する。

（授業概要等の決定）

第2条 屋久島に関する科目の授業概要、学習目標、授業計画等、シラバスの作成に当たっては、甲の履修規則及び制度に従って、甲と乙で十分協議を行って原案を作成し、甲が決定する。

（講師の選定）

第3条 甲は屋久島に関する科目の授業担当教員を選定し、教育活動を協同で担当する非常勤講師とゲスト講師については、原則として甲と乙で協議の上選定する。

（学務）

第4条 学生への通達や受講手続き等の学務については甲が行い、乙はそれに協力する。

（施設・設備の提供等）

第5条 屋久島における教育活動に必要な施設・設備の提供及び輸送手段の確保については、乙が責任を持ってこれに当たる。

（経費の負担）

第6条 教育活動に必要な経費負担については別に定める。

（開講時期、日程及び受講学生数）

第7条 教育活動の開講時期、日程及び1回当たりの受講学生数は別に定める。

（受入れ手続き）

第8条 講師及び学生の受入れに必要な手続きについては別に定める。

（成績評価）

第9条 成績評価はシラバスの評価基準に基づき、第3条に定める授業担当教員が行う。
2. 前項に基づく単位修得判定及び学生への通知については甲が行い、単位認定及び習得に関する疑義や学生からの質問への対応は、甲の規則に従って授業担当教員が行う。

（協定の効力等）

第10条 この協定の効力は締結の日から生じ、有効期間は締結の日から5年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1カ月前までに、甲、乙いずれかからも特段の申し出がない場合は、さらに5年間延長するものとし、その後も同様とする。また、甲又は乙のいずれかからこの協定の変更、修正又は破棄の申し出があった場合は、甲と乙で協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保持する。

平成24年 3 月 23 日

甲 住 所 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21-24

氏 名 国立大学法人鹿児島大学

教育センター長

門 久 義


乙 住 所 鹿児島県屋久島町宮之浦823-1

氏 名 財団法人屋久島環境文化財団

理 事 長

井 形 昭 弘



立 会 人 鹿児島大学長

吉 田 浩 巳

立 会 人 鹿児島県知事

伊 藤 祐 一 郎

鹿大 共教 第7 - 2号
平成29年4月24日

公益財団法人屋久島環境文化財団理事長 殿

鹿児島大学総合教育機構
共通教育センター長 飯 干 明

教育協定書に規定する組織名の読み替えについて（通知）

かねてより、鹿児島大学の共通教育にご理解とご協力をいただき心から感謝申し上げます。
鹿児島大学では、平成29年4月に「総合教育機構」等の設置など組織改組を行い教育センターも組織名が変更することとなりました。
これに伴い先日覚書の更新をさせていただいたところではございますが、協定書に規定する組織名についても下記のとおり読み替えていただけますようお願いいたします。

記

時期等	組織名
1. 平成24年3月23日教育協定書締結	教育センター
2. 平成29年4月1日以降	共通教育センター

以上

本件担当
鹿児島大学学生部共通教育課総務係長
玉利寿文（たまり）
TEL: 099 - 285 - 8844
FAX: 099 - 285 - 8828
E-mail : clasyomu@kuas.kagoshima-u.ac.jp

鹿児島大学総合教育機構共通教育センターと
屋久島環境文化財団との間における教育協定についての覚書

鹿児島大学総合教育機構共通教育センターと屋久島環境文化財団との 間における教育協定についての覚書

教育協定に基づき、鹿児島大学総合教育機構共通教育センター（以下「共通教育センター」という。）と屋久島環境文化財団の教育連携に関する細目を、次のとおり定める。

第1 適用範囲

本教育協定に基づく鹿児島大学の教育科目の範囲は、共通教育センターに申請し登録された科目とする。

第2 実施上の手続き

本教育協定に基づく鹿児島大学の教育科目の実施に際しては、共通教育センターと屋久島環境文化財団が事前に十分に話し合いを行い、当該科目担当者を含めて計画をたてるものとする。

第3 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数

(1) 履修できる授業科目の範囲

鹿児島大学学生が履修できる授業科目は、共通教育センターで指定されている科目あるいは共通教育センターに登録されている科目とする。

(2) 修得できる単位数

鹿児島大学学生が修得できる単位数は、各期1科目2単位までとする。

第4 開講時期及び日程

(1) 開講時期

教育活動の開講時期としては、原則として鹿児島大学及び屋久島環境文化研修センターの繁忙期を避けて設定する。

(2) 日程

一つの授業の実施は、原則として2日間若しくは3日間とする。

第5 受講学生数及び受講要件

(1) 受講学生数

屋久島で行う授業1回当たりの学生数は、概ね25名程度とする。

(2) 受講要件

受講学生は、学生教育研究災害傷害保険等に入っていないなければならない。

第6 受入れ手続き

屋久島環境文化研修センターへの授業担当者等及び学生の受入れに必要な手続きは、屋久島環境文化財団の規則等に従う。

第7 経費の負担

(1) 教育活動に必要な経費の負担は次のとおりとする。

ア 学生及び科目担当教員等の負担：鹿児島－屋久島間の交通費、研修センター宿泊費及び食事代、島内の他の施設の入館料、（クラフト制作に係る材料代）

イ 甲の負担：科目担当教員や非常勤講師に係る経費、屋久島における施設・設備等の使用料

ウ 乙の負担：屋久島における諸経費（島内の移動に係る経費、財団職員に係る経費等）

- (2) (1) の経費のうち、研修センターの利用に係る経費は鹿児島県屋久島環境文化村センター及び鹿児島県屋久島環境文化研修センターの設置及び管理に関する条例の規定による。

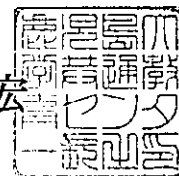
第8 この覚書に定めるもののほか、本教育協定の運営に関し必要な事項は、鹿児島大学と屋久島環境文化財団の協議により定める。

令和 4年 4月 1日

国立大学法人鹿児島大学

総合教育機構共通教育センター長

末吉 靖宏



公益財団法人屋久島環境文化財団

理事長

小野寺 浩

